



NPO法人

# 食科協ニュースレター 第201号

## 目次

【巻頭言】 201号記念メッセージ 『ニュースレター201号発刊に当たって』専務理事 渡邊 清孝	2-6
【食科協の活動状況】 2020年3月～2020年4月の主な活動(先月報告以降)	
【行政情報】	6-9
1 「機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後的規制（事後チェック）の透明性の確保等に関する指針」の策定について	
2 食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第8条の施行に伴う関係法令等の整備について	
3 令和2年度輸入食品監視指導計画を策定	
4 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について	
5 食品添加物表示制度に関する検討会報告書の公表について	
6 令和元年度全国生活衛生・食品安全関係主管課長会議資料	
7 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の弾力的運用について	
8 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた製造所等及び製造所固有記号の表示の運用について	
顧問 森田 邦雄	
【海外情報】	9-13
1 EUにおける2030年までの食品安全規制関連の調査ポイント (他に、COVID-19関連3編)	
運営委員 立石 亘	

※各リンク先に飛べない場合はURLをコピーペーストして下さい。

令和 2年 4月 17日

特定非営利活動法人 食品保健科学情報交流協議会

〒135-0004 東京都江東区森下3-14-3、全麺連会館2階 TEL 03-5669-8601 FAX 03-6666-9132

<http://www.ccfhs.or.jp/> E-Mail [NPO2002-fhsinfo@ccfhs.or.jp](mailto:NPO2002-fhsinfo@ccfhs.or.jp)

**【巻頭言】**

## ニュースレター201号発刊に当たって

NPO 法人 食品保健科学情報交流協議会

専務理事 渡邊 清孝

まず、COVID-19（新型コロナウイルス）を原因とする感染症によりお亡くなりになられた方並びに遺族様に心よりお悔やみ申し上げます。また、現在、この感染症の治療中の皆様の一日も早いご回復を祈念しております。

さて、令和2年度は昨年令和の代替わりが滞りなく終わり、本来ならば後100日余りに迫ったオリンピック・パラリンピックの開幕にむけて、聖火リレーなど関連行事等でムードが盛り上がり、インバウンドで来日する外国人観光客などの「おもてなし」の準備も進められるなど、新たなる日本の姿を見せるべく高揚感が漂い始めていた時期であったらと思います。

しかし、現実には「目に見えない敵」COVID-19（新型コロナウイルス）を原因とする感染症といつ終わるかわからない戦いの真最中となってしまいました。この原稿を書いている4月7日現在、感染者は日ごとに増えつづけ、いつピークオフを迎えるのか予想もつかない事態が続き、非常事態宣言が発出された状況となっています。この流行に伴い、世の中は爆発的感染を防ぐための自粛要請等で経済活動の停滞から食品業界も飲食業を中心に深刻な打撃を受けており、「コロナ不況」とも言える状況が進行中です。しかも、感染症の専門家のみならず総理大臣をはじめとする政治家もこの戦いは長期間に及ぶだろうとの認識を表明しており、全国的な総力戦で挑まない限りは克服できないものであると思います。

今はとにかく、この混乱した情勢の中では、生活を維持するための経済活動も重要ですが、何よりも命を守ることを最優先とした行動を私たち一人一人が自覚と冷静さを保って取ることが重要であり、政府等も広報しているように3つの密（密閉・密集・密接）を避けること、並びにうがい・手洗いの励行（手洗いはどのような感染症でも最も有効な対策であり、公衆衛生の基本です。）を当面続けることが必要となるように思います。

<怪しげな情報の拡散とそれに付け込む詐欺まがい商法に十分注意を>

このような環境下で最も気を付けなければならないのは、不確かな情報やデマなどの誤情報に振り回されないようにすることです。この原稿を書いている間にも「4月1日に政府が緊急事態を宣言、翌2日には首都が封鎖される」というデマがネットを中心に流れ、一部で買いだめ騒ぎが起きるなど不穏な事態も惹起しています。（勿論政府は明確に否定しましたが）。

何故、このような誤情報を真に受けて少なくない人が行動してしまうのでしょうか。それはCOVID-19感染症の話題が連日報道され、国民感情としては、このような自粛モードで閉塞感が高まり、日常生活にストレスがかかる状況においてパニックとまではいかなくても浮足立っている状況になっているのではないのでしょうか。

そして、このように国全体が不安に襲われているような状況に際して、きまって便乗してくるのが、怪しい民間療法である。「ニンニクを食べると感染予防になる」「ゴマ油を塗ると予防できる」など根拠のない大量の情報が拡散する「インフォデミック」(Infodemic: 情報の伝染という意味の information epidemic を短縮した言葉で世界保健機関 (WHO) が称している誤情報の拡散を指している) が発生しやすくなります。<sup>1)</sup>

このような情報が拡散するのは何故か考えてみましょう。心療内科医で日本医科大学特任教授の海原純子先生によると、「コロナウイルスのように目に見えず実態としてとらえにくいハザードに対して、人は心理的に苦手であるということがその理由の一つといえるでしょう。これは東日本大震災のあとの放射能リスクと同様です。可視化しにくいハザードに人は弱いものであり、ミュンヘン工科大学が2007年に行ったアルプスの麓の住民に対する調査では、雪解けによる災害に対する心理的なモデル(不安や楽観など心の動き)は、洪水のほうが地滑りより正確であるという調査結果を発表しています。すなわち、洪水は目に見えるハザードですが地滑りは地中の土壌や砂などの可視化しにくい現象なので、心の対処ができず正体が見えにくいため不安感が強いということなのです。放射能、コロナウイルスという可視化しにくく、しかもこれまでのデータや経験値がないハザードに対する不安の強さは、噂やデマに対して真偽を確かめるゆとりのなさを生むことが多いのです。」<sup>2)</sup>

さらには、民間療法で商売をする立場の人間から見ると、「健康に良いとされる商品の販売方法にはパターンがあるとされ、①ものごとを白黒つける・単純化する、②感情を揺さぶる(不安・恐怖)、③都合よく願いを叶える商品の販売—といったものである。具体的には、「年をとると免疫力が下がる(①単純化)」「免疫力が下がると病気になる(②不安・恐怖)」「このサプリを飲んで免疫力をアップして病気知らず!(③都合よく願いを叶える)」となる。商業用にキャッチーなフレーズとして広く受け入れられている現状がある。そして、多くの民間療法は、人の不安や恐怖といった感情と抱き合わせで販売されている。そこで、新型コロナウイルス感染症の報道が繰り返され、国民の多くが不安や恐怖に襲われている今のような状況は、商売をする側からすれば絶好の機会になる<sup>1)</sup> わけです。(Web 医事新報への大野 智島根大学医学部附属病院臨床研究センター長の寄稿より引用)

「心理学者のオルポートとポストマンは、デマの量(拡がり)は問題の重要性と状況のあいまいさの積に比例すると述べています。重要でかつあいまいなことについてはデマが流れやすいのです。今回は命にかかわる重大事でありかつ状況が不透明ですから、デマが流れる確率は非常に高いといえます。」<sup>2)</sup> (3/3(火) 10:00 配信の心療内科医で日本医科大学特任教授の海原純子先生の寄稿から引用)

次に、情報の受け手であり消費者にもなりうる立場で考えてみる必要があります。「行動経済学分野におけるプロスペクト理論では、人は損失を回避する傾向(損失回避バイアス)があり、危機的状況に置かれるとリスクテイクになることが指摘されている。新型コロナウイルス感染症に関して言えば、国民の多くが、少しでも感染を避けるための行動をしやすい傾向にあり、不確かな情報であっても試してみようという傾向(リスクテイク)に陥っている可能性があります。」<sup>1)</sup> (Web 医事新報: 大野 智島根大学医学部附属病院臨床研究センター長の寄稿より引用)

<怪しい情報にだまされないために注意することは？>

これらの怪しい情報に振り回されたり、騙されたりしないためには、インターネットやテレビ、新聞などのメディアを使いこなし、メディアの伝える情報を理解し、メディアからの情報を見きわめるメディア・リテラシーの能力を高める必要があります。ワシントンDCにある「ニュージアム」（ニュースとジャーナリズムの博物館）がフェイスブックの支援を受けて開発した「ESCAPE Junk News」（ジャンクニュースから逃げろ）と名付けられた教材の中に、情報をうのみにならず、どんな意図で作られ、送りだされているかを自分の頭で判断するための記事・文書の信頼性の見分け方についてのヒントが見られたので紹介します。それは、

- Evidence（証拠）：その事実は確かかな？
- Source（情報源）：誰が作ったのかな？
- Context（文脈）：全体像はどうなっている？
- Audience（読者）：誰向けに書いてあるの？
- Purpose（目的）：なぜこの記事がつくられたの？
- Execution（完成度）：情報はどのように提示されている？

これらの単語の頭文字をとって「ESCAPE」と呼ばれていますが、良く考えれば当たり前のことですが、このような時期であるので改めて十分注意して情報に接していただきたいと思います。特にこの中で注意を払う必要があるのはE（証拠）であるのは当然ですが、意外と見逃されやすいのがS（情報源）とA（読者）です。どのような立場のどんな人がこの情報をどのような読み手に向けて発信したのかについて十分注意を払う必要があります。例えば、これを利用して自分が注目を浴びたいとか、自分が現状改善（なくなった仕事を回復したい、売れ残った商品をさばきたいなど）を図りたいとの思いから、それを文脈の中に紛らせて対策や対応方法を批判するなど情報源が何らかのバイアスをかけて情報を発信する場合が多くみられるのではないのでしょうか。自分の思惑で批判的な主張を展開する、あるいは自分に利益を誘導するような都合のいい提案をするなどの本音が見え隠れするケースもあるように思います。そしてそれを「すぐにシェアしてください」という決まり文句につられやすいSNS利用者等に対して拡散を狙って発信するなどことで怪しげな情報が広がっていく恐れがあります

<今こそ、科学的コミュニケーションの必要性について認識を>

現代ビジネス Web 版に寄稿した佐藤 丙午 拓殖大学国際学部教授は、「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が、日本の現状に対する見解を説明し、今後の政策提言を行っている。この分析と提言は、日本が直面している現状に対する誠実な評価であったといえる。（中略）感染症の専門家たちの言葉は、誠実かつ詳細であり、納得し、安心できるものであった。しかし、主張自体は不明確との印象を持った人は多かったようである。実は専門家が誠実に説明しながら、その内容が十分に理解されないという現象は、COVID-19 が最初ではない。

2011年の福島第一原子力発電所の事故後も、数多くの「専門家」が、テレビを含む、様々な媒体で解説を行った。しかし、視聴者からは、その解説は専門的過ぎて、実際に事故がどの程度の放射能被害なのか、放出された放射能が人間にどのような影響を与えるか、よく理解できないという声も多かったのである。後になって一部の科学技術者より、科学技術の知見を社会に必要な情報等に転換して発信する、「科学コミュニケーション」の欠落があったという反省の弁を聞いた。そして、COVID-19でも、同じ問題が生じているように感じる。おそらく、問題が生じる理由の一つは、科学技術者は科学的な意味で必要十分性を重視するのに対し、社会はリスクに対して社会的十分性を求める、というギャップが存在するためである。

科学者は科学的に証明可能な事実に基づいた対応が必要と考えるが、社会にとっての事実は、リスクの程度によって変化する。これを科学的知見と社会の関係において、科学的「絶対性」と社会的「相対性」の差と表現することも可能であろう。」<sup>3)</sup>と述べられています。

リスクコミュニケーションの推進を掲げる我々食科協としても、科学的「絶対性」と社会的「相対性」のギャップについて、情報提供を行う場合には十分考える必要があるのではないかと考えています。伝え手の側としても科学的で正確に情報を提供することは当然ではありますが、受け手の側が提供時点でどのような情報を欲しているのかについても考慮して発信する必要があるように思います。

例えば、今回の例でいえば、発生初期ならばCOVID-19とはどのようなものか、どんな症状を起こす恐れがあるのかなど基礎的な知識の提供が求められであろうし、感染が拡大・蔓延化した状態では以下にして身を守るのかを中心に提供する必要となります。このように科学的絶対性を基礎にその時々で社会が求める情報を選択して提供することが科学的コミュニケーションに不可欠なことと思います。また、提供する情報の内容にしても科学的正確性を重視すると受け手にかえって伝わらないばかりか無用な誤解を招く恐れもあります。したがって、科学的正確性の基本は押さえながらもいかに分かり易くかみ砕いて提供するかということも重要な課題だと思えます。これらのことに注意しながらリスクコミュニケーションを進めていきたいと思っております。(COVID-19流行の中で)

\*引用文献

- 1) Web 医事新報【識者の眼】大野 智(島根大学医学部附属病院臨床研究センター長)  
<https://doctor.mynavi.jp/contents/column/infordemic/>
- 2) 海原純子博士(医学)・心療内科医・日本医科大学特任教授 ヤフーニュース配信 3/3(火)  
<https://news.yahoo.co.jp/byline/umiharajunko/20200303-00165763/>
- 3) 佐藤 丙午 拓殖大学国際学部教授 現代ビジネス Web 版  
<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/71367?>

## 【食科協の活動状況】

### 1. 2020年2月～2020年3月の主な活動

- 2月25日 ニュースレター199号を発行。
- 3月24日 日めくりかわら版29号を発行。

- 3月24日 ニュースレター200号を発行。
- 3月27日 かわら版230号・ニュース&トピックス30号を発行。
- 3月31日 かわら版ニュース&トピックス31号を発行。
- 4月3日 かわら版231号・ニュース&トピックス32号を発行。
- 4月7日 かわら版ニュース&トピックス33号を発行。
- 4月8日 かわら版ニュース&トピックス34号を発行。
- 4月8日 食科協からのお知らせ発信。
- 4月10日 かわら版232号・ニュース&トピックス35号を発行。
- 4月14日 第1回常任理事会（ウェブ）を開催した。
- 4月14日 かわら版ニュース&トピックス35号を発行。
- 4月17日 かわら版233号・ニュース&トピックス36号を発行。
- 4月17日 ニュースレター201号を発行。

## 【行政情報】

顧問 森田 邦雄

### 1 「機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後的規制（事後チェック）の透明性の確保等に関する指針」の策定について

3月24日、消費者庁は次長名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。その内容は次の通り。

機能性表示食品に対する食品表示法、不当景品類及び不当表示防止法及び健康増進法に基づく事後的規制（自主規制を含む。）の透明性を確保し、不適切な表示に対する事業者の予見可能性を高めるとともに、事業者による自主点検及び業界団体による自主規制等の取組の円滑化を図ることにより、事業者の健全な広告等の事業活動の推進及び消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会を確保することを目的として、別添のとおり、「機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後的規制（事後チェック）の透明性の確保等に関する指針」を策定し、令和2年4月1日から運用を開始するので、関係者に対する周知をお願いする。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/about\\_foods\\_with\\_function\\_claims/pdf/about\\_foods\\_with\\_function\\_claims\\_200324\\_0002.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/about_foods_with_function_claims/pdf/about_foods_with_function_claims_200324_0002.pdf)

指針

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/about\\_foods\\_with\\_function\\_claims/pdf/about\\_foods\\_with\\_function\\_claims\\_200324\\_0003.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/about_foods_with_function_claims/pdf/about_foods_with_function_claims_200324_0003.pdf)

### 2 食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第8条の施行に伴う関係法令等の整備について

3月27日、厚生労働省は大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。これは、食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第8条の施行に伴い、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令、食品衛生法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定成分等（令和2年厚生労働省告示）、食品、

添加物等の規格基準の一部を改正する件及び指定成分等含有食品の製造又は加工の基準（令和2年厚生労働省告示）が同日公布されたことに伴うもので、その主な内容は次の通り。

改正後の法第8条第1項に規定する食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物であって、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定したもの（以下「指定成分等」という。）として、コレウス・フォルスコリー、ドオウレン、プエラリア・ミリフィカ及びブラックコホシュを定めたこと。

食品、添加物等の規格基準の第1 食品の部B 食品一般の製造、加工及び調理基準の項に、指定成分等含有食品を製造し、又は加工する場合は、厚生労働大臣の定める基準に適合する方法で行わなければならない旨規定したこと。

製造基準告示により、3の厚生労働大臣が定める基準として、指定成分等含有食品を製造し、又は加工するときの基準を定めたこと。

施行日又は適用期日、省令及び告示とも令和2年6月1日とし、告示については令和2年5月31日までに製造され、又は加工された食品については、なお従前の例によることができること。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000614632.pdf>

なお、同日、食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令の一部を改正する命令が公布され、指定成分等含有食品（食品衛生法第八条第一項に規定する指定成分等含有食品をいう。）に関する事項が加えられた。

<https://kanpou.npb.go.jp/20200327/20200327g00060/20200327g000600032f.html>

### 3 令和2年度輸入食品監視指導計画を策定

3月30日、厚生労働省は標記計画を公表した。これは、食品衛生法第23条に基づき、日本に輸入される食品、添加物、器具、容器包装及びおもちゃの安全性を確保するため、輸出国における生産の段階から輸入後の国内流通までの各段階において厚生労働本省及び検査所が実施する措置等について、毎年度定めるものである。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10479.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10479.html)

計画

<https://www.mhlw.go.jp/content/000615310.pdf>

### 4 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

3月31日、厚生労働省は大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。これは、改正する省令及び改正する件が同日公布され、食品衛生法第10条の規定に基づき、新たにプシコースエピメラーゼ（酵素）が添加物として省令別表第1に追加され、告示にプシコースエピメラーゼの成分規格を設定したことに伴うものである。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000616231.pdf>

### 5 食品添加物表示制度に関する検討会報告書の公表について

3月31日、消費者庁は標記報告書を公表した。これは平成31年4月から令和2年2月までの全9回にわたり、「食品添加物表示制度に関する検討会」を開催し、消費者の食品添加物の表示の利活用の実態や、海外における食品添加物の表示制度等も踏まえ、食品添

加物表示制度の在り方について議論を行い、同日、「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」が取りまとめられたことから公表したもので、報告書の主な点は次の通り。

報告書は、食品添加物表示制度の基本的な考え方、食品添加物表示制度をめぐる情勢、今後の食品添加物表示制度の方向性等にまとめられ、今後の方向性として次の記載がある。

(1) 一括名表示、簡略名・類別名表示及び用途名表示の在り方

一括名表示、簡略名・類別名の表示については、文字数の大幅な増加による表示可能面積と見やすさ・分かりやすさのバランスを考慮する必要があること、番号に置き換えることが可能なものとそうではないものが存在すること、番号による表示は消費者になじみがないこと、用途名の表示についてはコーデックスの機能分類をそのまま導入して併記すると、我が国の表示制度には存在しないなじみのない分類もあること、複数の機能を持つ添加物の用途名は事業者による差異が生じやすく、消費者が用途について誤認するおそれもあること等から、添加物の規制そのものが異なる中で表示制度だけを変更することは現時点では困難であり、現状維持とすることが適当と考えられる

(2) 「無添加」、「不使用」の表示の在り方

食品表示基準第9条の規定により、消費者を誤認させる表示や、表示すべき事項の内容と矛盾する表示等は禁止されていることから、この禁止事項に当たるか否かのメルクマールとなるガイドラインを新たに策定することを提案する。また、ガイドラインの策定等を通じて、事業者による既存の公正競争規約の改正、業界の新たな公正競争規約の策定が促されることによって、誤認を生じさせるおそれのある「無添加」等の表示が行われなくなることが期待され、ひいては、消費者の添加物に対する意識向上につながることも期待される。

(3) 栄養強化目的で使用した食品添加物の表示

表示を要しないという規定を見直し、原則全ての加工食品に栄養強化目的で使用した食品添加物を表示させる方向で検討することが適当である。

ただし、その検討に当たっては、現在の表示状況、消費者の意向、事業者への影響について実態調査を実施するとともに、表示の事項間の優先順位、表示可能面積の問題等に関する消費者委員会食品表示部会における「表示の全体像」に関する議論も踏まえ、最終的な結論を得ることが適当であると考えられる。

(4) 食品添加物表示の普及、啓発、消費者教育について

検討会における検討事項は食品添加物の表示に関するものではあるが、食品添加物そのものに関する消費者の理解が進んでいないという状況に鑑み、食品添加物の表示の普及のほか、食品添加物の安全性や食品添加物がどのような食品にどのような目的で使用されるのかといったことも併せて普及、啓発を行うことが、食品表示の理解を深めるために適当であると考えられる。

[https://www.caa.go.jp/notice/assets/food\\_labeling\\_cms101\\_200331\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms101_200331_01.pdf)

報告書

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/meeting\\_materials/review\\_meeting\\_003/pdf/food\\_labeling\\_cms101\\_200331\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/meeting_materials/review_meeting_003/pdf/food_labeling_cms101_200331_01.pdf)

## 6 令和元年度全国生活衛生・食品安全関係主管課長会議資料

4月10日、厚生労働省は標記資料を公表した。これは、医薬・生活衛生局食品基準審査課、食品監視安全課等並びに消費者庁の食品表示企画課、表示対策課及び消費者安全課の業

務について令和2年度に向け、各業務の従前の経緯、今後の取組及び都道府県等に対する要請として記載されており、各課の資料のほか参考資料も掲載されている。

食品監視安全課の参考資料に都道府県別食品衛生監視員数一覧があり、平成30年度全国の総数は8,405人、そのうち専任は1,224人となっている。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000204654\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000204654_00002.html)

## 7 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の弾力的運用について

4月10日、消費者庁表示対策課長、農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長及び厚生労働省健康局がん・疾病対策課長の連名で各都道府県等食品表示主管部（局）長宛標記通知を出した。これは、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大が国内外の食料品のサプライチェーンに深刻な影響を及ぼしつつあることを受け、一般消費者の需要に即した食品の生産体制を確保する観点から、健康被害を防止することが重要なアレルギー表示や消費期限等を除き、食品表示法第4条第1項の規定に基づき定められた食品表示基準の規定を弾力的に運用する旨を通知したものである。

なお、今回の運用は、食品の生産及び流通の円滑化を図るために講じるものであり、消費者を欺瞞（ぎまん）するような悪質な違反に対しては、これまでどおり厳正な取締りを行うとしている。

[https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation\\_cms214\\_200410\\_1.pdf](https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms214_200410_1.pdf)

## 8 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた製造所等及び製造所固有記号の表示の運用について

4月10日、消費者庁は、食品表示企画課長名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。これは、同日出された「新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の弾力的運用について」に関連するもので、食品表示基準第3条に基づき容器包装に表示される「製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称」（以下「製造所等」という。）については、食品による健康危害が発生した際に、速やかに調査を実施する上で重要な情報であるものの、食品表示基準運用通知の運用期間中においては、製造所等及び製造所固有記号の取扱いの特例として、他の製造所等に食品の製造又は加工を委託する場合など、基準第3条に基づき容器包装に表示された製造所等と実際の製造所等が異なる場合であっても、製造所等の表示の取扱いの特例として、当面の間、別添届出様式を用いて届け出ることにより、実際の製造所等と容器包装に表示された製造所等が異なることとなっても差支えないこととする等としている。

[https://www.caa.go.jp/notice/assets/food\\_labeling\\_cms204\\_200410\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms204_200410_01.pdf)

### 【海外情報】

運営委員 立石 亘

## 1 EUにおける2030年までの食品安全規制関連の調査ポイント

欧州食品安全機関（EFSA）は、科学委員会（Scientific Committee）及びそのメンバーから研究の必要がある項目やそれらの優先事項などについて定期的に推奨を受けている。今後5～10年に向けて、優先すべき食品安全研究分野として、下記のような意見が挙げられている。

大枠は①安全な食品のためのシステム、②リスク評価におけるイノベーション、および③全体的なリスク評価——の3項目が挙げられている。

① 代替的（alternative）かつ持続可能（sustainable）な生産システムに向けた食品安全の向上

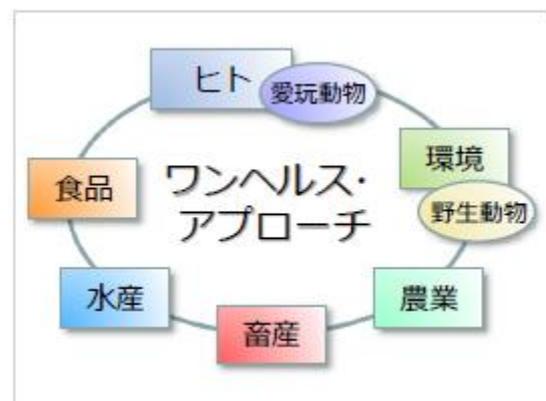
食品生産及び食品システムにおけるイノベーションの食品安全に対する影響について考慮する。リスク評価は科学と政策のインターフェースとして機能し、意思決定および政策決定に必要な情報を提供する。食品安全は食品と栄養の安全保障に不可欠な要素である。食品システムが安全であるためには、リスク評価だけでなく、利益、影響、代替案も評価する必要がある。これは、一次生産の段階でも、加工段階でも行う必要がある。そのため、動植物の健康問題を考慮する必要がある。

② リスク評価におけるイノベーション統合リスク評価に対するイノベーションと新技術の影響の予測

新しい知識やツールが、食品安全のリスク評価にどのような影響を与える可能性があるかを検討し、将来に備える。現在のアプローチはリソース集約的であると考えられており、ほとんどが動物ベースであるため、再現性と倫理の観点で問題を引き起こす可能性が指摘されている。信頼性が高い、動物を使わないようなハザードおよびリスクの評価を可能にする試験戦略が必要である。“One Health”アプローチの重要性も理解する必要がある。

[筆者 補足] “One Health” アプローチ（ワンヘルス＝一つの健康）

人、動物、環境の中に存在する感染症などのリスクに対して、それらの衛生に関わる人々が連携し、横断的に課題解決を図っていくというアプローチ。例えば、抗菌薬は医療現場をはじめ、獣医療、畜水産農業などの現場で使用されている。薬剤耐性を持つ遺伝子が、食品や環境などを介して人へ伝播する可能性があるため、One Health アプローチの考え方に基づいて対策を進める必要がある（下図は厚生労働省の資料より引用）。



厚生労働省 薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン (2016-2020)より引用

③ 全体的なリスク評価に関する理解、影響力のある科学情報を提供したコミュニケーションの充実

科学情報を提供する社会の状況を理解することに焦点を当てる。状況を理解するために、市民の意識や認識、行動を理解する。リスクとメリットの統合に重点を置くとともに、専門分野の専門知識の習得を促進します。リスク評価プロセスにおいてはビッグデ

ータや、AIのディープラーニングなどの革新的なツールを使用する。リスク評価と食品安全のために次世代の専門家を教育する必要がある。そのためには、科学者の知識を広げ、リスク評価とコミュニケーションの実践的な経験を提供するようなトレーニングプログラムを構築する。

## 2 米国食肉企業における新型コロナの影響

[URL] <https://www.foodsafetymagazine.com/news/covid-19-hits-us-meat-and-poultry-plants/>

### Cargill

ペンシルベニア州をベースとするカーギルの食肉工場（雇用従業員は約900人）は一時的に閉鎖。フンボルト工業団地（Humboldt Industrial Park）の従業員と街全体の両方で、カーギルの作業者の一部がウイルスに陽性反応を示したという噂もあるが、カーギル社では、この件についての確定はしていない。工場は安全な時期に再開予定である。工場は閉鎖されているが、地元スーパーではケース入りの包装肉製品が提供されている。

### JBS USA

地元の保健局によると、コロラド州のJBS USAではCOVID-19陽性の従業員が30人以上いるとのこと（30年以上勤務した作業員（78歳）がウイルスの合併症により死亡）。牛肉工場は稼働している。工場では入室時の体温測定を実施、新たに15人のクリーニング・クルーが工場の清潔をキープしている。JBS広報担当は、地元の報道局に「JBSは不可欠なビジネスであり、国の利益のために工場を稼働し続けている」とコメントしている。

### Sanderson Farms

4月初頭の時点で、15人の従業員についてコロナウイルス陽性を確認、36人が検査結果待ちの状態であると発表した。また、4月1日の時点で、204人が病気の症状を示した後に自宅にて隔離、152人が回復して仕事に復帰していると発表。

### Smithfield

サウスダコタ州のスミスフィールドフードの工場では、80人以上が検査で陽性を示したため閉鎖した（作業員は3,700人以上）。同社の労働者組合によると、実際の感染者は120人以上ともいわれる。豚肉工場は閉鎖後、洗浄・消毒を実施するとともに、地域との距離を設けるために物理的障壁を設置した。

### Tyson Foods

小売、卸売、デパートの組合（RWDSU、Retail, Wholesale and Department Store Union）は、南ジョージア州のタイソンフーズの工場従業員（2人）の死亡を発表。鶏の脱骨担当者はマスクを着用していなかったが、生産を監督する上級管理職のメンバーは防護服を着用していた、といわれている。

また、4月6日付で、24人以上のCOVID-19陽性が報告されたアイオワ州の豚肉工場を閉鎖したことも発表した。

## 3 COVID-19が食品を介して感染する可能性について

EFSAの主任科学者であるMarta Hugas氏は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関して「重症急性呼吸器症候群コロナウイルス（SARS-CoV）や中東呼吸器症候群コロナウイルス（MERS-CoV）などの関連コロナウイルスが関与した過去のアウトブレイクで

は、食品を介した感染は起こらなかったことを示している」「現時点では、コロナウイルスがこの点で異なることを示唆する証拠はない」と述べている。

ドイツ連邦リスクアセスメント研究所（BfR）も同様に、「現在、汚染された食品の消費や輸入おもちゃなどで COVID-19 にヒトが感染している証拠を示した事例はない」と述べている。

WHO では、ウイルスの拡散機序について「COVID-19 のヒトが咳や息を吐くときに、鼻や口からの小さな飛沫によって、ヒトからヒトへ広がる。これらの液滴は、周りの物体や表面にも付着する。他の人々が、これらの物体または表面に触れ、目や鼻、口に触れると COVID-19 を捕まえる。また、COVID-19 のヒトが液滴を吐き出すことで、他の人々が COVID-19 を捕まえる可能性もある。そのため、病気の人から 1m（3 フィート）以上離れていることが重要である」「主な拡散機序は、咳をしている人が吐き出した呼吸器の飛沫によるもので、症状のないヒトから COVID-19 を捕まえるリスクは非常に低い。ただし、COVID-19 の多くのヒトは軽度の症状である。そのため、例えば、軽い咳をしていて気分が悪いヒトから COVID-19 を捕まえる可能性もある」と述べている。

（EFSA、2020年3月11日）

#### 4 COVID-19 対策として、マスクをどのように使用するか（WHO の一般向けアドバイス）

〔URL〕

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/advice-for-public/when-and-how-to-use-masks>

##### (1) マスクを使用する場合

- 健康であるなら、感染が疑われるヒトの世話をしている場合にのみ、マスクを着用する必要がある。
- 咳やくしゃみをする場合はマスクを着用する。
- マスクは、アルコールベースの手指消毒剤、または石鹸と水による頻繁な手洗いと組み合わせて使用した場合にのみ有効である。
- マスクを着用する場合、マスクの使用方法和適切な廃棄方法について知っている必要がある。

##### (2) 医療用マスク（medical masks）を着用する場合

- マスクの装着前に、アルコールベースで手をこするか、石鹸と水で手をきれいにする。
- 口と鼻をマスクで覆い、顔とマスクの間に隙間がないことを確認する。
- 使用中はマスクに触れない。触れた場合は、アルコールベースで手をこするか、石鹸と水で手をきれいにする。
- マスクが湿ったらすぐに新しいマスクと交換する。使い捨てマスクは再使用しない。
- 取り外す時は、前面には触れず、後ろから。外した後は、すぐに閉じられる容器に廃棄する。アルコールベースで手をこするか、あるいは石鹸と水で手をきれいにする。

##### 【筆者 追記①】

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長は3月25日、食品等事業者によるマスクの着用及び手指の消毒について通知している（薬生食監発 0325 第1号）。内容は以下の通り。

##### 1. マスクについて

- (1) マスクの着用については、食品衛生上の危害の発生を防止する観点から、食品の製造・加工施設において未包装の調理済食品を取り扱う等食品衛生上のリスクの高い作業に従事する者がマスクを着用していれば差し支えなく、全ての従業員に対してその着用を求めるものではないこと。このため、マスクが不足している場合は、食品衛生上のリスクの高い作業に従事する者に優先的にマスクの着用を求め、必要な衛生管理を確保すること。
  - (2) 食品等事業者が着用するマスクは、くしゃみ又は咳の飛沫を防ぐ等食品衛生上の危害の発生を防止することに資するものであれば、紙マスク等の使い捨てのマスクである必要はなく、布マスク等くしゃみ又は咳の飛沫を防ぐ目的を達成できる機能を有するものを代替して差し支えないこと。
2. アルコールについて
- (1) 手指の消毒が必要なときは、用便後、生鮮の原材料や加熱前の原材料を取り扱う作業を終えた後等食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な場合であること。また、必要に応じて使い捨て手袋を着用するなどにより、衛生管理を確保すること。
  - (2) 施設設備及び機械器具の消毒においても、次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）、熱湯蒸気等により消毒を行うことが可能であること。

【筆者 追記②】

マスクの自作の仕方は、文部科学省ウェブサイト「子供の学び応援コンテンツリンク集」などで公開中（令和2年3月30日時点）。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_00460.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html)

【[食品安全委員会提供情報](#)】

掲載終了 各自でご確認ください [https://www.fsc.go.jp/iinkai\\_annai/jisseki.html](https://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/jisseki.html)